

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について 【報告】

2023年3月15日
経済産業省 産業保安グループ^o
ガス安全室

1. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に策定した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

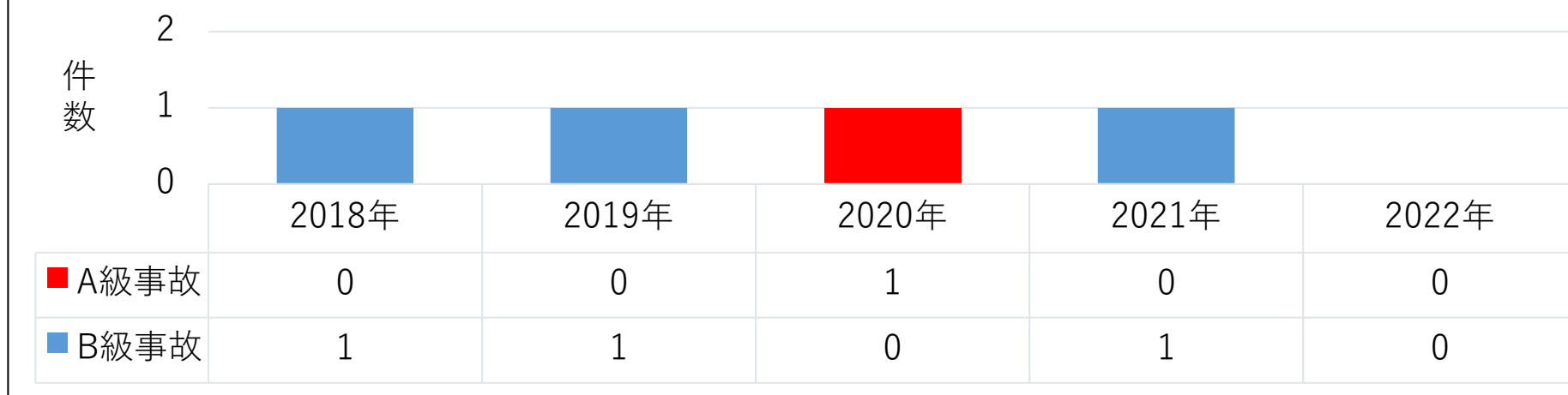
基本的方向

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・強化
- ③ 事業者等の保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

2. 液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で4件発生している。
- 2022年は重大事故が発生していない。

<液化石油ガス法における重大事故の件数推移>



<備考>

・A級事故（液化石油ガス事故対応要領（令和4年6月）より）

L Pガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 死者5名以上のもの、② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの、③ 死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの、⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（※1）と認められるもの」も要件。（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

・B級事故（液化石油ガス事故対応要領（令和4年6月）より）

A級事故以外であって、L Pガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 死者1名以上4名以下のもの、② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの、③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（※2）と認められるもの」も要件。（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

3. 安全高度化指標の達成状況

- 2022年の事故について、安全高度化指標に対する達成状況は、以下のとおり。

安全高度化指標の達成状況

		安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2022年 事故発生状況 [件]	指標に対する達成状況	
全体	死亡事故	0~1件未満	0	達成	
	傷害事故	25件未満	22	達成	
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0	達成
		傷害事故	22件未満	19	達成
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0	達成
		傷害事故	3件未満	3	未達成
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	15件未満	13	達成
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	5件未満	3	達成
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	5件未満	6	未達成
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	10件未満	7	達成
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	11件未満	13	未達成
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	4件未満	2	達成

4. 消費者起因事故対策 CO中毒事故防止対策

L Pガス安全高度化計画

CO中毒 事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発

業務用換気警報器・
CO警報器の設置促進

安全型機器及び設備の
開発普及

CO中毒事故連絡会議、関係省庁等への要請

- 2022年7月25日、第13回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。

【業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議（CO中毒事故連絡会議）】
業務用厨房施設等における一酸化炭素（CO）中毒により、消費者、労働者が被災する事故が発生している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課
総務省 消防庁 予防課
文部科学省 初等中等教育局 教育課程課
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
国土交通省 観光庁 観光産業課
経済産業省 製造産業局 産業機械課、生活製品課
商務・サービスグループ 消費・流通政策課
産業保安グループ 製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

- 2023年3月10日、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について」の協力依頼文書を発出。内容は、塗装事業者等に対し、住宅塗装工事等において、養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がない等の協力を要請するもの。

CO中毒事故防止に関する講習テキストの作成・更新と、講習の実施

- CO中毒事故防止に関する教材の作成・更新
 - ・ 委託事業において、CO中毒事故防止に関する教材等を作成・更新。
 - ・ 内容は、燃焼とCOの基礎知識（不完全燃焼とCO発生メカニズム、給排気の必要性等）、周知（業務用厨房での清掃とメンテナンス等）、安全装置（不完全燃焼防止装置）のある燃焼器への交換、業務用厨房での事故防止（厨房機器のチェックポイントと対策等）等。
- CO中毒事故防止に関するオンライン講習の開催
 - ・ 2022年11月～12月、委託事業において、全国のLPガス販売事業者等に対してオンライン講習を実施。



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2022年度改訂版を掲載予定

eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了

5. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 周知等

L Pガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

消費者への注意喚起

【国】

- 消費者等に対してガスの安全な使用等に関する広報活動を実施。CO中毒事故防止については、主に、換気（給気・排気）、設備の正しい使用、点検・メンテナンス、CO警報器設置等に関する周知を下記手法により展開。

1. リフレット等による広報（リフレットはHPに掲載）

- ガス機器使用時の換気、ガス機器の正しい使用方法、ガス機器の清掃・定期メンテナンス、警報器の設置等

2. ホームページによる広報

- 経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」（都市ガス、LPガス）を掲載。ガスを安全に利用するためポイントや、災害時等の緊急時における対処方法など、消費者に対してガスの安全な使用について情報を提供。

3. その他の方法による広報

- 政府広報
- メルマガ等（食品衛生責任者向け周知の例）
- イベントへの出展（こども霞が関見学デー2022/8/3-4）

【都道府県】（例）

- 県政ラジオ番組で、LPガスやガス機器の安全な使用について、注意喚起を行った。（栃木県）

国による広報、注意喚起の例（リーフレット等による広報）

LPガスをご家庭・業務用厨房でお使いの皆さまへ

CO中毒事故を起さないためにあんしんの合言葉

ガスを使う時は、まず換気を守りましょう。

CO（一酸化炭素）中毒事故の多くは、ガス機器を使用するときに換気扇を回さないで使用したり、新鮮な空気を取り込まずに使用するなど、「換気（給気と排気）」不足が原因です。もう一度、ガス機器の正しい使い方を確認し、CO中毒による事故を防ぎましょう。

COの発生原因
ものが燃えるには酸素が必要ですが、酸素が不足した状態でガスを使い続けると**不完全燃焼**を起こし、COが発生します。給気と排気を行うことによって空気を入れ替えて酸素を取り入れる「換気」を必ず行いましょう。

COのコワサ
COはきわめて**毒性が強く、しかも無色・無臭**。その存在にはほとんど気づかずに中毒症状を起こし、**死亡事故**につながる場合もあります。

経済産業省

LPガスについての質問・ご相談はお気軽に！
電話受付等をご記入ください。

- LPガス販売店
- 緊急時連絡先

※緊急時連絡先は、あらかじめLPガス販売店にご確認ください。

業務用厨房でガス機器をお使いの皆さまへ

レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさずに！

業務用厨房でガス機器を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気フードを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO（一酸化炭素）中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。

油污れなどがCO中毒事故・火災の原因に。

- グリッドフィルターの目詰まり、換気扇の故障などによる換気不良 → CO中毒事故の原因に！
- 調理時の火が着火 → 火災の原因に！

このような原因による事故が起きています。

あなたのお店は大丈夫？

レンジフード本体とその中のグリッドフィルター

換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に！
油膜はこりて、風量の低下による換気不良を起こしたり、着火しやすい状態です。

排気ダクト

着火して火災の原因に！
油膜がこりて、着火しやすい状態です。

換気扇

換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に！
油膜はこりて、自動清掃による換気不良を起こしたり、着火しやすい状態です。

厨房設備はつねに清潔！

清掃・メンテナンスなど厨房設備の維持管理の基準は「火災予防条例」で義務づけられています。
※詳しくは、お近くの消防本部「消防館」にお問い合わせください。

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドライン 検索

清掃・メンテナンスの実施で安全にガス機器等を使いましょ。CO中毒事故と火災、両方の予防につながります。

消防庁 Fire and Disaster Management Agency | 経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry | 東京消防庁 Tokyo Fire Department

正しく設置しましょう COを検知する警報器

業務用厨房でのCO中毒を防ぐために

- 業務用換気警報器、CO警報器、ガス・CO警報器とは
業務用厨房での一酸化炭素中毒（CO中毒）を防止するために設置する業務用換気警報器、CO警報器、ガス・CO警報器は、室内COを検知し、ガス機器の不完全燃焼を防止するものではありません。
- 業務用換気警報器（有効期間3年または4年）
→家庭用と同様に設置された場合、COが検知された場合に、CO濃度と経過時間からCOHb（血中COヘモグロビン）値に換算し、COHb値が検知値以上になった場合に警報を発して換気を行います。
→24時間常時対応できる緊急連絡先の導入又は受付が必要です。
※緊急時連絡先（緊急対応センター）は、「東京都健康安全研究センター」のサイトで「業務用換気警報器」、「業務用換気警報器」、「不完全燃焼警報器センター」、「業務用換気センター」、「COセンサ」等と検索できます。
- CO警報器（有効期間5年）
→COを検知し、規定値以上に達すると警報を発します。
- ガス・CO警報器（有効期間5年）
→ガス濃度とCO濃度を検知し、規定値以上で警報を発する2台設置の警報器です。一部ガス用は都市ガス検知とCO検知の警報器と同一ケースに組み立てられます。LPガス用はLPガス検知とCO検知の警報器が分けていて、警報器に接続されています。

●業務用換気警報器

設置場所

- ガス機器を設置する部屋の一室
- ガス機器の排気口から距離20m以上30m以内の位置（換気口・ベアラーから距離）

設置してはいけない場所

- ガス機器の排気口、濾過、油煙及び暖房のコントロール装置、排気口からの排気
- ガス機器の使用時に排気温度が60℃以下又は50℃以上と定められている場所
- おしりがかかる場所
- 換気口、換気口、エアコン等の排気口から1.5m以内の場所
- レンジフードから50cm以内の場所

●CO警報器とガス・CO警報器

設置場所

- ガス濃度とCO濃度を検知しようとしている部屋と同一の部屋
- 同一室内とは、60cm以上と排気した排気口のガス機器の設置です。
- 同一室内とは、水平距離が60cm以上4m以内（LPガス用）又は60cm以上8m以内（都市ガス用）（ただし、CO検知する場合は、ガス機器の排気口・ベアラーからの設置です。）

設置してはいけない場所

- ガス機器の排気口、濾過、油煙等が直接当たるおしりかかる場所
- ガス機器の使用時に排気温度が60℃以下又は50℃以上と定められている場所
- おしりがかかる場所
- 換気口、換気口、エアコン等の排気口から1.5m以内の場所
- レンジフードから50cm以内の場所

※詳細については取扱説明書「設置説明書」を確認ください。

食品衛生責任者向け周知（メルマガ等）

○厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会、全国LPガス協会）

○メルマガでは、火の使用時における換気、ガス機器の定期点検の実施、CO警報器の設置等についての注意喚起を実施。

・講習会におけるチラシの配布
総配布枚数：約3万枚（2023年1月末時点）

・メールマガジンによる周知
食品衛生メールマガジン第283号〔2022年12月2日〕
発行：公益社団法人日本食品衛生協会

L Pガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動

【国】

- ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、CO中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。
- 関東監督部：関東液化石油ガス協議会主催の販売事業者等を対象とした研修会等（年4回）において、職員が講演を行い、事例等を紹介して保安意識の向上を図った。

【都道府県】

- 愛知県：ガス機器使用時の注意ポイント及びCO警報器の設置に関する啓発チラシを30,000部作成した。そのうち、29,000部はLPガス協会に配布依頼を行った。1,000部は県より事業者に配布予定
- 愛媛県：県が事務局を務める研修会で組合等がガス警報器の周知及び促進を行った。
- 宮崎県：2022年度LPガス消費者保安月間の活動として、本県の庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発した。

7. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策①

L Pガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事故防止対策

質量販売に係る事故防止対策

バルク貯槽等の告示 検査対応

他工事事故防止対策

- 2023年3月10日、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会をするとともに必要に応じて立会いを求めること、ガス管が埋設されている付近では火気や電動工具の使用を避けて特に慎重に手掘り等で作業すること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡すること等を要請。
- 更なる他工事事故防止対策について検討し、委託事業報告書をまとめた。

項目	委託事業報告書の内容
契約終了後の速やかな撤去	バルク供給による場合については、撤去せずに放置した際の災害等の発生リスクを鑑み、出来る限り撤去することが望ましいため、留意することとして、通達の改正案をとりまとめた。
一般消費者等への周知	掘削工事等があるときは、液化石油ガス販売事業者へあらかじめ連絡することとして、通達の改正案をとりまとめた。
埋設管の表示	供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）を地盤面下に埋設する場合は、埋設部近傍に液化石油ガス又はL Pガスと明瞭に表示することとして、液化石油ガス法施行規則の改正案をとりまとめた。

8. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策②

質量販売に係る制度改正等

L Pガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事故防止対策

質量販売に係る事故
防止対策

バルク貯槽等の告示
検査対応

- 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、質量販売されたL Pガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、L Pガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）の対象から除くことを可能とした。2023年1月より同講習が実施されている。

質量販売緊急時対応講習

科目
<input type="checkbox"/> 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
<input type="checkbox"/> 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
<input type="checkbox"/> 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
<input type="checkbox"/> 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

今回改正の追加事項
(一定の条件を満たした場合は
30分ルールから除く)

保安機関



① 緊急時の連絡

② 適切な指示・助言

出動



緊急時の所要の措置
バルブの閉止、容器の移動等

30分以内に到着し、所要の措置を行う



緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施
機関の印

9. 自然災害対策（水害）

LPガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

迅速な情報把握

容器の転倒・流出
防止対策

雪害事故防止対策

水害対策等

- 2022年度、LPガス安全委員会において消費者向けリーフレット（水害時対応LPガス保安ガイド）を作成。

警戒レベル4
避難指示で必ず避難

警戒レベル5「緊急安全確保」の発生を待ってはけません！
警戒レベル5は、すでに災害が発生し避難ができない状況です。

水害時対応LPガス保安ガイド

安全・安心にお使いいただくために
水害時の対応

警戒レベルと避難情報

5	緊急安全確保	災害発生または切迫	警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。
4	避難指示	災害のおそれが高い	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化	
1	早期注意情報	気象状況悪化のおそれあり	

「避難」には4つの行動があります。
普段からどう行動するか決めておきましょう！

- 行政が指定した避難場所への立退き避難
- 安全なホテル・旅館への立退き避難
- 安全な親戚・知人宅への立退き避難
- 屋内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

台風や集中豪雨などの大雨・土砂災害、洪水や河川の氾濫などがあります。命を守るため日頃から備えをし、早めの避難を心がけましょう。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/> LPガス安全委員会

LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先	
電話	
緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

避難するときは

- 器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。
- 日頃からLPガス設備の場所を確認しておきましょう。

閉める 閉める 閉める

ガス元栓 メーターガス栓 容器バルブ

LPガス容器は

- 倒れたり流されたりしないよう、固定されているか確認してください。
- LPガス容器、バルブ、配管等に強風で飛ばされた物が当たらないように対策してください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は最寄りのLPガス協会、消防または警察の外面に記載された所有者へ連絡してください。

※ 漏水のおそれのある地域においては、くさりの二重掛け等によるLPガス容器流出防止対策が義務付けられています。対策が不十分な場合はLPガス販売店へ連絡してください。

流出したLPガス容器を見つけた場合は絶対に近づけないでください。

流出したLPガス容器を見つけた場合は最寄りのLPガス協会、消防または警察の外面に記載された所有者へ連絡してください。

くさりが二重掛けされているか確認

避難所での注意

LPガス販売店、避難所の管理者の指示を守ってください。
暖房器の使用は接続方法を間違えるとガスが漏えいする恐れがあります。自身で作業はせず、LPガス販売店、避難所の管理者へ相談してください。

帰宅後は 被害にあった場合は点検を受けるまでガスは使用できません！
必ず「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

- ガスメーター、調整器、供給管等のLPガス設備およびガス器具が冠水した場合は、水がひいた後でも配管等に水が溜まっていたり、損傷している恐れがあります。
- 給湯器が冠水した場合は、使用はせず販売店またはメーカーに点検を依頼してください。

LPガス設備の損傷 冠水にさらされた容器 冠水した給湯器

水害後は様々な臭いが発生し、ガスの臭い気づかない場合があります。
LPガス設備の周辺では絶対に火気を使用しないでください。

L Pガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L Pガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

技術総括・保安審議官表彰等（自主保安活動の推進）

- 2022年10月27日、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施。
- 全国のL Pガス販売事業者等が、自主保安活動自己診断チェックシートの各項目（保安方針、保安管理体制、保安業務、自然災害対策）により事業所単位で、自主保安活動を評価。
- 顕著な功績を挙げた販売事業者等に対し、厳正な審査を経た上で候補者を選定。毎年10月（L Pガス消費者保安月間）の、「L Pガス消費者保安推進大会」（L Pガス安全委員会）において各表彰を実施。

2022年度液化石油ガス消費者保安功績者表彰

- 技術総括・保安審議官表彰
 - ・保安優良液化石油ガス販売事業者等（19者）
 - ・保安功労者（1者）
- 高圧ガス保安協会会長表彰
- L Pガス安全委員会会長表彰
- L Pガス安全委員会会長特別顕彰
- L Pガス安全委員会会長特別表彰
- ガス警報器工業会リメイク運動表彰

2022年度表彰ロゴ



L Pガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L Pガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

行政機関向け講習（体制構築）

- 液化石油ガス法が改正され（2023年4月1日施行）、都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）が、政令指定都市の長に移譲された。
- 毎年開催の行政機関向け「液化石油ガス法研修」に加え、政令指定都市向けの「液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会」を開催。

1. 液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会（2021～2022年度実施）

- 2021年度（2022年2～3月）に引き続き、2022年度（2022年11月～2023年2月）、政令指定都市職員を対象とした講習を開催。2022年度は、実地講習も実施。
- 内容は、液化石油ガス法の基礎／液化石油ガス法の手続き／立入検査事例等／L Pガス災害対策マニュアル／事故対応・報告／充てん設備に係る実地講習

2. 液化石油ガス法研修（毎年実施。監督部、都道府県、政令指定都市等が対象。）

- 2023年1月17日～18日オンライン開催。

<講習の概要>	内容	講師	参加者
液化石油ガス法の権限移譲に係る講習会（2021-2022年度開催）	権限移譲に向けた準備、L P法の基礎、法手続きの基礎、立入検査、事故 ～ 実務の基礎	行政実務経験者	政令指定都市
液化石油ガス法研修（毎年開催）	最近のL P行政動向、最近の事故動向、法手続き、販売・保安業務の実態、供給・消費設備等 ～知識・力量の向上	経産省、団体、民間企業（販売事業者、メーカー）	監督部、都道府県、政令指定都市、その他自治体

L Pガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価

L Pガス事業者等の義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施

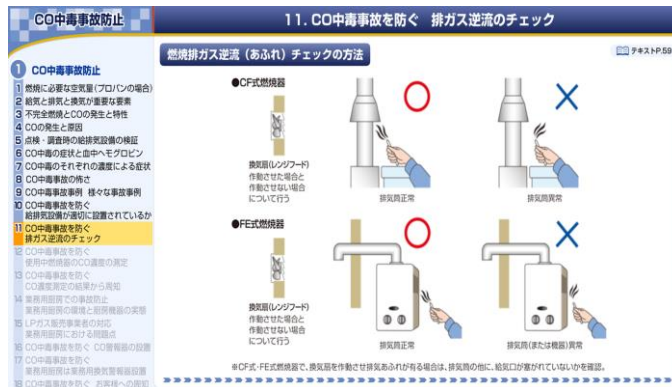
自主的な基準の維持・運用

販売事業者等向け講習

- 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、2022年11～12月、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習を実施。また、小規模事業者を対象に、保安業務等の個別指導を実施。
- 2023年3月、保安業務ガイドについて、質量販売、バルク告示改正、権限移譲等の制度改革等の情報を加えて改訂予定。

eラーニング（4テーマ）

「法令指導」（販売事業等）、「保安業務指導」
「CO中毒事故防止」、「L Pガス災害対策」



eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2022年度改訂版を掲載予定